

平成30年11月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 平成30年11月26日(月) 開会 午後2時 2分
閉会 午後2時18分

場所 議会運営委員会室

出席委員 木下高志委員長

立石泰広副委員長、萩原一寿副委員長

板橋智之委員、武内政文委員、諸井真英委員、田村琢実委員、小林哲也委員、

本木茂委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、木村勇夫委員、田並尚明委員、

安藤友貴委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 齊藤正明議長、高橋政雄副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、12月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成30年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

12月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算2件、条例3件、事件議決11件、基本的な計画の策定等1件の計17件である。また、議案以外では専決処分報告などの報告事項が4件あり、合わせて21件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに、予算については、公共事業の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るため、一般会計において、昨年度に引き続き、いわゆるゼロ債務負担行為を設定するほか、早期に繰越明許費を設定するものである。また、市町村における保険給付に要する費用の増加が見込まれることから、国民健康保険事業特別会計において、保険給付費等交付金などについて、所要の補正をお願いしている。

次に、条例については、一部改正条例が3件ある。主なものとしては、市町村への権限移譲を推進するための「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」がある。また、議会の請求に基づく監査の結果に添えられた意見や、さきの9月定例会県議会における決議を踏まえ、特別職の秘書の給料表などを定めるための「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」がある。

このほか、事件議決として、県の「公の施設」における指定管理者の指定について議決を求めるものなどがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成30年12月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から5番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、詳しく御説明させていただきます。

6番から3ページの16番までは「事件議決」である。6番の「当せん金付証票の発売について」は、平成31年度における宝くじの発売限度額を400億円とするものである。2ページの7番から3ページの15番までの9件は「指定管理者の指定について」である。別にお配りしている「指定管理者指定議案一覧」に指定管理者の名称や指定の期間などをまとめているので、後ほど御覧いただきたいと存じます。16番は下水道法の規定に基づき、利根川右岸流域下水道の関係市町の維持管理負担金の単価を改定することについて、議会

の議決を求めるものである。17番は、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に基づき、「第3期埼玉県教育振興基本計画」の策定について、議会の議決を求めるものである。

4ページは「報告事項」である。

1番は地方自治法第180条第2項の規定による「知事専決処分報告」3件である。(1)から(3)まで損害賠償の額を定めるものである。いずれも損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行っている。(1)は県管理河川の区域内に自生していた樹木の枝の一部が市道に落下し、相手方の運転する普通乗用自動車を損傷させたことから、損害賠償の額を定めるものである。(2)は熊谷建築安全センターにおいて、埼玉県建築基準法施行条例の規定による道路の位置の指定の申請2件について、手数料を要さないものであるにもかかわらず、職員の誤認により手数料を徴収したため相手方に損害を与えたことから、損害賠償の額を定めるものである。(3)は平成30年9月30日から10月1日の台風24号による強風のため、埼玉県立与野高等学校の敷地内に設置されていた樹木が倒れ、相手方2名が所有するフェンス及び小屋を破損させたことから、損害賠償の額を定めるものである。2番は「平成29年度環境の状況に関する年次報告書」であり、埼玉県環境基本条例に基づき、議会に報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。

資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲の推進を図るため、屋外広告物の許可をはじめ12事務について、県から移譲を受ける市町村の拡大などするものである。2番の「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、特別職の秘書の給与について、国家公務員の秘書官に準じた給料表及び手当に改正するものである。3番の「埼玉県立熊谷点字図書館条例の一部を改正する条例」は、埼玉県立熊谷点字図書館が、熊谷市の土地区画整理事業に伴い移転する必要が生じたことから、同館の位置を熊谷地方庁舎内に変更するものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

資料3「平成30年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。12月補正予算については、公共事業の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るほか、国民健康保険事業に係る費用を追加するため、補正予算を編成した。それでは、「2 内容」について御説明させていただく。まず、1つ目の、「公共事業の施工時期の平準化・適正工期の確保」については、一般会計補正予算の内容である。これは、本県建設業者の経営の健全化や雇用の安定化を図るとともに、公共工事の品質向上を図る取組である。具体的には、いわゆるゼロ債務負担行為を設定し、公共事業の年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。また、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。次に、2つ目の、「国民健康保険事業に係る費用の追加」については、国民健康保険事業特別会計補正予算の内容である。これは、熱中症患者の増やはしかの流行などによる医療費の増加が見込まれることから、市町村に対する交付金を増額するものである。また、著しく高額な医療に係る給付に充てるための国民健康保険中央会に対する拠出金を増額するものである。

お手元の資料4は、特別会計の補正予算案を計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、新たな請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日・12月3日(月)の午後5時までとなっている。

委員長

3 12月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかかが。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、立憲・国民・無所属2名、公明1名、県民1名、共産党1名、改革1名ということではいかかが。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、立憲・国民・無所属1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、共産党1名。3日目、自民2名、改革1名。4日目、自民2名、立憲・国民・無所属1名。5日目、自民3名ということではいかかが。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、休日を除いた開会日前日に当たる11月30日(金)の正午までとするので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の12月7日(金)に係るものについては、12月5日(水)の正午まで、質疑質問2日目の12月10日(月)に係るものについては、12月6日(木)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員の氏名報告についてだが、お手元の資料2のとおり、去る11月1日、全国都道府県議会議長会から、在職20年以上の議員として、84番齊藤正明議員、86番鈴木聖二議員及び88番長峰宏芳議員が、在職15年以上の議員として、79番小林哲也議員、80番本木茂議員、81番宮崎栄治郎議員、82番荒川岩雄議員及び83番鈴木弘議員が、それぞれ自治功労により表彰された。

ついで、開会日・12月3日(月)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料3「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様に、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問から1週間後の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会及び定例会中の本会議の審議風景をテレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として1月13日の日曜日に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 予算特別委員会についてだが、今年度についても、2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、今定例会中の議運において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいと思うので、よろしく御協力願う。

委員長

7 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月3日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >